

業務部速報

No. 20

発行 15. 8. 6

JR東労組 業務部

「住環境制度の改正について」再説明を受ける!

会社説明内容 (要旨)

一時金として20万円支給の新設

1 住宅援助金制度の改正

- (1) **所有住宅支援一時金20万円の新設** (実施日:平成27年4月1日)
- (2) 賃貸住宅援助金の給付期間制限(15年)の導入(実施日:平成34年4月1日)
給付期間を通算し、15年(180ヶ月)までとする。
- (3) 賃貸住宅援助金の地域区分の変更(実施日:平成27年4月1日)
賃貸住宅援助金及び住宅ローン支援金の特定給付地域の区分を統一する。

2 住宅ローン支援制度の改正(実施日:平成27年4月1日)

- (1) 対象融資の制限廃止 フラット35等の公的住宅融資も支援の対象とする。
- (2) 対象者の拡大 寮に居住する単身赴任者も住宅ローン支援の対象とする。

3 カフェテリア・プラン制度の改正(実施日:平成27年4月1日)

- (1) 財形(住宅)貯蓄支援項目追加
財形(住宅)貯蓄加入者にカフェテリア・プラン30ポイント使用で3,000円/年を支援する。

4 社宅制度の改正

- (1) 社宅居住期間制限(15年)の導入(実施日:平成34年4月1日)
原則として昭和62年4月以降の社宅居住期間を通算し、15年に達する日の属する年度末までとする。
ただし、以下の特例措置を講ずる。

- ① 転勤に伴う持家からの転居の場合、適用除外
- ② 転勤に伴う社宅からの転居の場合、7年間の期間延長が可能

◆国鉄改革の施策を担った組合員は適用除外

- ③ **以下のいずれかに該当する社員及びエルダー社員は、適用除外**

- ・日本国有鉄道において実施された「広域異動」に応募し、異動した後に当社に採用された者
- ・会社発足時の「広域採用」により当社に採用された者
- ・会社発足後に実施した「広域追加採用」に応募し、当社に採用された者

◆震災、原発避難区域で社宅入居者は適用除外

- ④ 平成26年5月14日厚第63号1(1)により社宅に居住している場合、適用除外

- ⑤ 平成26年5月14日厚第63号1(3)により社宅に居住している場合、適用除外

◆義務教育(中学卒業)まで、適用除外

- ⑥ 平成34年3月31日時点で、通学区域内公立中学校在籍(中学1、2年生)の子を持ち社宅に居住している社員は、当該子が、その中学校を卒業する年度末までの間、適用除外

個々人の事情・生活設計を把握し、判断する

- ⑦ 社会通念上期間延長が必要と認めた場合、必要な期間延長が可能

- (2) 前号②⑤⑥⑦の場合、延長期間の使用料金につき、特例傾斜家賃(35歳以上1.5倍、40歳以上2.0倍)を適用する。

- (3) 社宅及び寮の使用料金の定期的な見直し(実施日:平成28年4月1日)

3年ごとに消費者物価指数の変動状況等を勘案し、使用料金の見直しをする。

年齢区分を見直し、倍率を縮小する

- (4) 一部の社宅使用料金に設備費相当を加算(実施日:平成28年4月1日)

昭和62年4月以降設置された社宅の使用料金に1,000円/月を加算する。

- (5) 社宅及び寮の使用料金地域区分の変更(実施日:平成28年4月1日)

住宅ローン支援の地域区分に統一する。※平成28年4月1日以降の入居者から適用

新制度については、会社が責任もって説明することを確認!